

人材紹介返戻金制度

アストンの紹介により就職したスタッフが、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1.入社後1ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 70%
- 2.入社後1ヵ月超3ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。